

第 2 4 号議案

桶川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

桶川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 5 年桶川市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項、号及び表に対応する改正後の欄の項、号及び表が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項、号及び表を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項及び表に対応する改正前の欄の項及び表が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項及び表を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(服務規律)</p> <p>第 8 条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第 12 条 <u>次の各号に掲げる者には、当該各号に定める報酬を支給する。</u></p> <p>(1) 団長 年額 166,400円</p> | <p>(服務規律)</p> <p>第 8 条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第 12 条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> |

- (2) 副団長 年額 126,000円
- (3) 分団長 年額 92,500円
- (4) 副分団長 年額 67,200円
- (5) 部長 年額 61,100円
- (6) 班長 年額 52,900円
- (7) 団員 年額 46,800円

(費用弁償)

第13条 団員が、水火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合には、費用弁償として出動手当を支給する。

2 前項の規定により支給する出動手当の額は、別表のとおりとする。

3 第1項の場合を除き、団員が公務のため会議に出席したときは、費用弁償を、公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

4 略

5 略

附 則 略

別表(第13条関係)

| 種別 | 区分 | 単位 | 金額 | 摘要 |
|------|-----|----|--------|---------------------|
| 出動手当 | 水火災 | 1回 | 2,600円 | 災害発生現場において職務に従事した場合 |
| | 警戒 | 1回 | 1,300円 | 団長の招集により2時間以上従事した場合 |

2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める出動報酬を支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため会議に出席したときは、費用弁償を、公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給するものとする。

2 略

3 略

附 則 略

| | | | |
|----|----|--------|----------------------------------|
| 訓練 | 1回 | 1,300円 | 団長の招集により2時間以上従事した場合 |
| 警備 | 1日 | 2,600円 | 市長の特命により出動した場合とし、4時間未満の場合は半額とする。 |

別表第1(第12条関係)

| 階級 | 報酬額(年額) |
|------|----------|
| 団長 | 166,400円 |
| 副団長 | 126,000円 |
| 分団長 | 92,500円 |
| 副分団長 | 67,200円 |
| 部長 | 61,100円 |
| 班長 | 52,900円 |
| 団員 | 46,800円 |

別表第2(第12条関係)

| 区分 | 報酬額(日額) | 摘要 |
|----|---------|----------------------------------|
| 災害 | 8,000円 | 4時間未満の場合 は半額とする。 |
| 警戒 | 7,000円 | |
| 訓練 | 7,000円 | |
| 警備 | 8,000円 | 市長の特命により出動した場合とし、4時間未満の場合は半額とする。 |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月22日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

消防団員が職務に従事した場合の処遇を改善するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。